省　令

○財務省農林水産省経済産業省令第二号

資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第五十一条第一項の規定に基づき、ポリエチレンテレフタレート製の容器であって、飲料又は特定調味料が充塡されたものの表示の標準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年七月三十日

財務大臣　片山さつき
農林水産大臣　鈴木　憲和
経済産業大臣　赤澤　亮正

ポリエチレンテレフタレート製の容器であって、飲料又は特定調味料が充塡されたものの表示の標準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令

ポリエチレンテレフタレート製の容器であって、飲料又は特定調味料が充塡されたものの表示の標準となるべき事項を定める省令（平成五年大蔵省・農林水産省・通商産業省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（遵守事項） **第二条**　法第五十一条第一項の主務省令で定める同項第二号に掲げる事項は、容器を製造する事業者及び容器に飲料又は特定調味料を充塡する事業者並びに飲料又は特定調味料が充塡された容器であって、自ら輸入したものを販売する事業者について、次の各号に掲げる事項とする。 一　別表の上欄の指定表示製品の区分に従いそれぞれ同表の下欄に定める様式に基づき、容器の側部に、一箇所以上、印刷し、又はラベルを貼ることにより、表示をすること。ただし、次のいずれかに該当するときは、これを省略することができる。 イ　容器に充塡された飲料又は特定調味料を入れ又は包む当該容器以外の容器包装であって、そのままの状態で流通し、最終消費者に販売される場合において、当該容器包装の表面に、一箇所以上、印刷し、ラベルを貼り又は刻印することにより別表の上欄の指定表示製品の区分に従い同表の下欄に定める様式に基づく表示をするとともに、当該表示に当該容器の役割名を併記するとき（当該容器の側部に印刷し、又はラベルを貼ることにより、他法令の規定による表示が付されている場合を除く。）。 ロ　容器に充塡された飲料又は特定調味料を入れ又は包む当該容器以外の容器包装であって、そのままの状態で流通し、最終消費者に販売される場合以外の場合において、当該容器の側部に印刷し又はラベルを貼ることにより他法令の規定による表示が付されないとき。 二　別表の上欄の指定表示製品の区分に従いそれぞれ同表の下欄に定める様式に基づき、容器の側部に、一箇所以上、印刷し、又はラベルを貼ることにより、表示をすること。ただし、容器に充てんされた飲料又は特定調味料を入れ又は包む当該容器以外の容器包装であって、そのままの状態で流通し、最終消費者に販売される場合において、当該容器包装の表面に、一箇所以上、印刷し、ラベルを貼り又は刻印することにより別表の上欄の指定表示製品の区分に従い同表の下欄に定める様式に基づく表示をするとともに、当該表示に当該容器の役割名を併記するときは、これを省略することができる（当該容器の側部に印刷し、又はラベルを貼ることにより、他法令の規定による表示が付されている場合を除く。）。 三・四　（略）	（遵守事項） **第二条**　法第五十一条第一項の主務省令で定める同項第二号に掲げる事項は、容器を製造する事業者及び容器に飲料又は特定調味料を充塡する事業者並びに飲料又は特定調味料が充塡された容器であって、自ら輸入したものを販売する事業者について、次の各号に掲げる事項とする。 一　別表の上欄の指定表示製品の区分に従いそれぞれ同表の下欄に定める様式に基づき、容器の底部又は側部に、一箇所以上、刻印することにより、表示をすること。ただし、飲料又は特定調味料が充てんされた容器であって、自ら輸入したものを販売する事業者については刻印による表示を要しない（次号ただし書の場合を除く。）。 二　別表の上欄の指定表示製品の区分に従いそれぞれ同表の下欄に定める様式に基づき、容器の底部又は側部に、一箇所以上、刻印することにより、表示をすること。ただし、飲料又は特定調味料が充てんされた容器であって、自ら輸入したものを販売する事業者については刻印による表示を要しない（次号ただし書の場合を除く。）。 三・四　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

法規的告示

○環境省告示第三十六号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動の項の下欄第六号並びに特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成三十一年法務省令第五号）第二条第一項第十三号及び第二項第七号の規定に基づき、資源循環分野に特有の事情に鑑みて定める基準を次のように定める。

令和八年七月三十日

環境大臣　石原　宏高

（申請人の基準）

第一条　資源循環分野に係る出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動の項の下欄第六号に規定する告示で定める基準は、申請人（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令本則に規定する申請人をいう。以下この条において同じ。）が、申請人を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第一号に規定する労働者派遣の対象とすることを内容とする特定技能雇用契約を締結していないこととする。